**置戸町成人の風しんに係る抗体検査及び予防接種事業を行います**

近年、風しんが流行しています。妊娠初期に風しんにり患すると「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれることがあります。置戸町は、このような事をなくすため、風しん抗体検査と予防接種費用の全額助成を行います。

対象者

　風しん抗体検査

検査日現在、置戸町に住民登録があり、次の１、２に該当する方

1. 妊娠を希望する19歳から40歳未満の女性
2. 妊婦の夫（母子手帳で妊婦の夫であることが確認できる方）

※ただし、風しんに罹患したことが明らかな方、及び、風しん抗体が十分と確認できた方は対象外となります。

麻しん風しん予防接種

1. 上記の抗体検査で抗体が不十分と判断された方
2. 上記以外にすでに抗体検査を受け、抗体が不十分であると判断された上記１、２に該当する方（例：妊婦検診等で風しん抗体検査を受け、抗体が不十分と判断された方等）

内容

　風しん抗体検査

E I A 法（血液検査）

　麻しん風しん予防接種

風しん抗体が不十分と判断された方

※国は、平成24年から25年にかけて風しんが大都市で流行したことを受けて、風しん発生及び蔓延防止、先天性風しん症候群の発生の予防に取り組むため、「風しんに関する特定感染症予防指針」を制定しました。この中で、風しんの予防接種に使用するワクチンを原則として、麻しん風しん混合ワクチンを使用するよう示されたため、置戸町においても、麻しん風しんワクチンを使用することとしました。

※「成人の麻しん風しん予防接種について」及び「成人の麻しん風しん予防接種を受けた方へ」をご覧ください。

実施場所

置戸町赤十字病院

申請

地域福祉センター

申請に必要なもの

印鑑、年齢、住所を確認できる物（保険証、運転免許証、マイナンバーカード等）

※妊婦さんの夫は、母子手帳が必要です。

その他

* 妊娠している女性は予防接種を受けることができません。（生理中、またはその直後がより確実
* 予防接種後、２か月は妊娠を避けてください。
* 予防接種によって健康被害が生じた時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う「医薬品副作用被害救済制度」及び「置戸町予防接種事故災害補償規程」に基づく救済を受けられることがあります。詳細は、地域福祉センター健康推進係までお問合せください。

≪年齢からみる風しんワクチン接種歴≫

　風しん予防接種の接種歴について、目安を掲載しておりますので、参考にしてください。ただし、定期予防接種であっても100％の接種率ではありませんので、必ずしも接種済みと断定はできません。ご自身の母子手帳等でも確認してください。

■平成12年４月２日以降に生まれた方

　原則として１歳時と小学校入学前の１年間に、麻しん風しん予防接種を２回定期予防接種として実施されている年齢です。

■平成２年４月２日～平成12年４月１日に生まれた方

　平成19年から始まった10～20代を中心とする麻しんの全国流行を受けて、風しんは麻しんとともに対策をとるべき疾患として、平成20年度から平成24年度までの5年間、中学1年生及び高校３年生相当年齢の方に定期接種として２回目の麻しん風しんワクチンを追加した年齢です。

■昭和62年10月２日～平成２年4月１日に生まれた方

　予防接種法の改定により、生後１２か月～90か月未満で、１回の風しんワクチンの定期接種が開始されました。集団接種から個別接種となり、接種率が高くないといわれている年齢です。

■昭和54年４月２日～昭和62年10月１日に生まれた方

　平成５年にMMR（麻しん・おたふく・風しん）ワクチンが中止され、未接種であった年齢です。平成７年に予防接種法改正により経過措置として、この年齢の人に対して平成15年９月30日まで風しんの予防接種が実施されましたが、接種率は低いといわれています。

■昭和54年4月1日以前に生まれた男性

　定期予防接種の機会はありませんでした。

■昭和37年４月２日～昭和５４年４月１日に生まれた女性

　中学生の時に学校で集団予防接種を行っていました。

■昭和37年４月１日以前に生まれた女性

　定期予防接種の機会はなく、自然流行という形で免疫を獲得する時代でした。

お問い合わせ先

地域福祉センター健康推進係　電話　52-3333